

2024.4
対象者拡充!

奨学金等返済支援事業補助金



若者の市外流出を防ぎ、地域を支える若者の人材を確保するため、本市に居住し、奨学金又は貸付金(以下「奨学金等」という。)を返済しながら働く若者等に対し、高校・大学等の在学中に貸与を受けた奨学金等の返済額の一部を支援するものです。

事業期間

令和4年(2022年)度から令和8年(2026年)度
【令和4年4月1日から令和9年3月31日】まで

補助対象者

①奨学金等の貸与を受けた者が学校を卒業等した本人の場合

拡充しました!

- (1) **40歳未満であること(基準日:交付申請年度の3月31日)**
- (2) 就労していること(正規・非正規は問わない。また、起業者、就農者等を含む。)
- (3) 奨学金等の貸与を受けて通った学校を卒業または在籍したこと
(※学校:学校教育法にて規定する大学、専門学校、高等学校等)
- (4) 交付申請日及び実績報告日において市の住民基本台帳に記載があり、居住していること
- (5) 対象世帯の構成員に係る所得の合計を当該構成員数で除して得た額が300万円以下であること
- (6) 市税の未納がないこと
- (7) 対象世帯の構成員に暴力団員がいないこと
- (8) 南あわじ市の市民として3年以上定住する意思があること

※対象世帯の構成員とは、奨学金等の返済を行う者(当該返済を行う者が保護者等である場合は、子等を含む。)と同じ世帯に属する全ての世帯員のうち、交付申請日が属する年の4月1日において年齢が満18歳以上の者をいう。

②貸付金の貸与を受けた者が学校を卒業等した本人(以下「子等」という。)の親族(以下「保護者等」という。)の場合

- (1) 子等について、上記①の(1).(2).(4).(8)を満たしていること
- (2) 保護者等について、上記①の(4).(5).(6).(7)を満たしていること
- (3) 学校の進学又は在学に係る子等の教育を目的とした貸付金の貸与を受け、かつ、当該学校を子等が卒業または在籍したこと



補助対象経費

交付申請日が属する年の1月1日から12月末日までに補助対象者が返済した奨学金等の元金、それに係る利子及び保証料等。ただし、他の制度等により補助を受けている場合は、当該補助額を差し引いた額とします。

【奨学金】(独法)日本学生支援機構、あしなが育英会又は(一財)関育英奨学会 等

【貸付金】教育支援資金(兵庫県社協)及び母子父子寡婦福祉資金(兵庫県)、各金融機関又は(株)日本政策金融公庫による教育ローン 等

※奨学金と貸付金の両方を返済している者は合算して申請可能



補助金額 最大120万円(5年間の総額)

年間返済額の1/2、最大24万円(2万円×12か月)を最大5年間(60か月)

【ご注意ください】

補助金額は1月～12月までに支払った合計額の1/2(1,000円未満は切り捨て)と南あわじ市に居住している月数×2万円(最大24万円)を比較して少ない方の額になります。

(補助例)

居住期間:1月～12月、年間返済合計額50万円	居住期間:9月～12月、年間返済合計額10万円
年間合計返済額の1/2:50万円×1/2=25万円	年間合計返済額の1/2:10万円×1/2=5万円
補助金額最大:2万円×12か月=24万円	補助金額最大:2万円×4か月=8万円
1年間の補助額:24万円	1年間の補助額:5万円



申請・実績手続き

申請から請求書の提出までは必ず同じ年度内に行ってください。

【申請期間】

申請受付の期間は6月1日から12月末日までです。

【実績報告期間】

実績報告は交付申請日が属する年度の1月1日から3月末日までの間です。



必要書類

【補助金を申請するとき】

過去に申請をしたことがある方は、~~一部~~ 部分の書類の提出を省略できます



◎奨学金を返済している方

- 奨学金等返済支援事業補助金交付申請書兼誓約書(様式第1号)
- 対象世帯の構成員に係る住民票の写し(続柄記載かつ発行日から1月以内)
- 卒業等を証する書類の写し(卒業証書、在学証明書等)
- 就労証明書(様式第2号)又は就労申出書兼誓約書(様式第3号)
- 対象世帯の構成員に係る課税証明書(直近年度のもの)
- その他の奨学金等返済に係る補助金を受けている場合、補助内容の詳細が確認できる書類
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の貸与を証する書類
- 奨学金の返済計画が分かる書類

◎貸付金(金融機関の教育ローンなど)を返済している方

- 奨学金等返済支援事業補助金交付申請書兼誓約書(様式第1号)
- 対象世帯の構成員に係る住民票の写し(続柄記載かつ発行日から1月以内)
- 卒業等を証する書類の写し(卒業証書、在学証明書等)
- 就労証明書(様式第2号)又は就労申出書兼誓約書(様式第3号)
- 対象世帯の構成員に係る課税証明書(直近年度のもの)
- その他の奨学金等返済に係る補助金を受けている場合、補助内容の詳細が確認できる書類
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 借入申込書等の写し(子等のために貸与されたことが分かる書類)
- 貸付金の返済計画が分かる書類

◎奨学金と貸付金の両方を返済している方

- 奨学金等返済支援事業補助金交付申請書兼誓約書(様式第1号)
- 対象世帯の構成員に係る住民票の写し(続柄記載かつ発行日から1月以内)
- 卒業等を証する書類の写し(卒業証書、在学証明書等)
- 就労証明書(様式第2号)又は就労申出書兼誓約書(様式第3号)
- 対象世帯の構成員に係る課税証明書(直近年度のもの)
- その他の奨学金等返済に係る補助金を受けている場合、補助内容の詳細が確認できる書類
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の貸与を証する書類
- 奨学金の返済計画が分かる書類
- 借入申込書等の写し(子等のために貸与されたことが分かる書類)
- 貸付金の返済計画が分かる書類

【実績報告をするとき】

- 奨学金等返済支援事業補助金実績報告書(様式第4号)
- 対象となる期間に奨学金等を返済した金額が分かる書類
- 対象世帯の構成員に係る世帯全員の住民票の写し(続柄が記載されており、発行日から1月以内のもの)
※申請時の状態と変更がない場合は、提出不要です。
※世帯構成が変更になった場合(世帯員が増えた等)は、所得等の要件の確認を再度行う場合があります。
- 申請者の未納税額のない証明書(発行日から1月以内のもの)



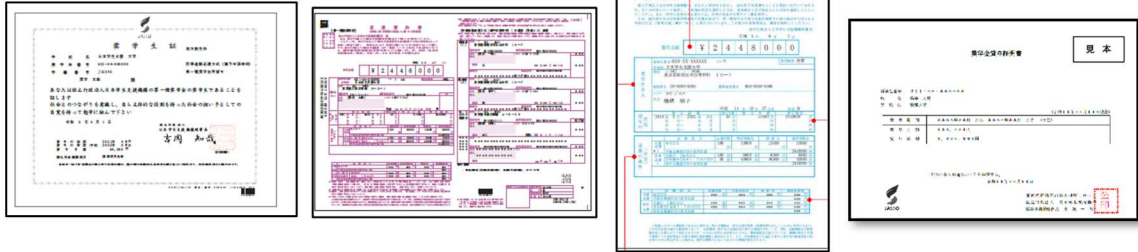
相談・申請・実績受付

- 受付期間 令和4年(2022年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日(5年間)
※土曜・日曜・祝日・年末年始は受付できません。
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 受付場所 総務企画部ふるさと創生課(市役所 本館3階)
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1
電話 0799-43-5205 FAX 0799-43-5305
E-mail furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp

【申請書に添付する書類について(補助金を申請するとき)】

Q.奨学金の貸与を証する書類とは？

A.「奨学生証」、「返還契約書」、「貸与奨学金返還確認票」、「奨学金貸与証明書」等です。



Q.奨学金の返済計画が分かる書類とは？

A.「奨学金返還証明書」、「スカラネット PS」等です。



【南あわじ市奨学金等返済支援事業補助金交付申請書兼誓約書(様式第1号)の書き方】

3 貸与・貸付の状況 (年 月 日時点)

奨学金	貸与機関				
	貸与総額	①	円	返済残高総額	② 円
	月賦返済回数	③	回	月賦返済回数	④ 回
	対象経費	円(1月1日~12月31日までの返済予定額)			
貸付金	借入機関				
	借入総額		円	返済残高総額	円
	返済期間		年 月 ~		年 月まで
	対象経費	円(1月1日~12月31日までの返済予定額)			

学校名	学生支援大学
貸与終了年月	2015年03月
貸与総額	2,592,000円 ①
返還総額(元金)	2,592,000円
割賦方法	月賦
月賦返済回数	240回 ③
月賦返済額	10,800円
月賦最終回返還額	10,800円
月賦返済回数	213回 ④
月賦返済残額(元金)	2,300,400円 ②
前回入金年月日	2018年12月27日
前回入金額	10,800円

【申請書に添付する書類について(実績を報告するとき)】

Q. 対象となる期間に奨学金等を返済した金額が分かる書類とは？

A. 「通帳の写し」のほか、「奨学金返還額証明書」等があります。

※通帳に履歴が記帳されていない場合や、新しい通帳に繰越されている場合等は
予め金融機関等で取引履歴の分かる書類をご準備ください。

※奨学金等の返済に係る部分以外については、黒塗り等で見えなくしてからご提出
いただいても問題ありません。



奨学金等返済支援事業

ご利用アンケートにご協力ください

奨学金等返済支援事業は、市内に住み、奨学金等を返済しながら働く皆様の負担軽減を行うことで、地域を支える人材確保に繋げて行くことを目的として、令和4年度から開始された事業です。

実際に利用された皆様には、アンケートのご協力をお願いしています。
皆さまの「生の声」を是非お聞かせください。

貴重なご意見ありがとうございます

(今までにお寄せいただいたご意見・感想の一部)

- ・「30歳まで」という対象をもう少し延長してほしいと思いました。
→多くの皆様の声を受け、令和6年度より補助対象者の年齢上限を「40歳未満」に拡充しました。
- ・ありがたい制度なのに、知らない若者も多いように思う。
→島内の専門学校・大学に新たにチラシの設置をお願いしました。
- ・手続きが難しいのでもう少し簡単にしてほしい。
→貴重なご意見ありがとうございます。
利用しやすい制度になるよう、今後とも工夫を重ねてまいります。
- ・南あわじ市に住む若い人への支援を
どんどん増やして欲しい。 ほか

